

第6章 活用計画

6.1 公開その他活用の基本方針

三河家住宅は、戦前の徳島における個人の住宅建築の中では異例の鉄筋コンクリート造の洋風建築であり、その活用については利用者が歴史的・文化的な価値を十分に味わい、体感できる価値を継承するとともに、現代社会に新たな価値を創造する文化発信の場とする。

東富田地区は周辺の内町・新町・西富田地域とともに徳島市の市街地中心を形成し、多くの人を引きつけるにぎわいと魅力ある地域でもあり、周辺環境と一体化する重要文化財建造物の効果的な公開・活用の取り組みをめざす。

6.1.1 活用計画検討の経過

三河家住宅の活用計画については、平成23・24年度に「三河家住宅活用検討市民ワークショップ（全3回）」を開催し、「三河家住宅の魅力」「活用アイデア」「活用イメージと運営イメージ」について市民参加者から幅広い提案を受けている。

多様なアイデンティティを表現する三河家住宅に対する捉え方の形態は多種多様で、価値をどこに求めるかも、その価値をどのような形で伝えるかも多様である。誰が、誰のために、何を、どのような目的のために価値を活用していくかも一様ではないが、三河家住宅の多様な価値は「歴史的価値」「文化的価値」にとどまらず「まちづくり上の価値」という尺度で測ることが求められている（※1）。

6.1.2 活用計画のコンセプト

三河家住宅の多様な価値の具体的・抽象的表現（※2・3）は、三河家住宅を表現するとともに、住宅建築に対する三河義行と木内豊次郎の精神を表現している（※4）。

三河義行と木内豊次郎の創造性ある精神により具現化された三河家住宅を舞台に、利用者の誰もがその多様な価値を享受し、楽しむことができるとともに、新たな価値の創造に挑戦し、本市のまちづくりの将来像である「心おどる水都・とくしま」を推進するものとする。

活用計画のコンセプト：『近代建築の再挑戦～価値の継承と創造～』（※5）

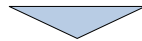
「価値の多様性」⇒「歴史的価値」「文化的価値」「まちづくり上の価値」※1

- 徳島においてドイツ風建築を手本にした唯一の昭和初期の近代建築で、独特の外観意匠と室内意匠をもつ（歴・文）
- 徳島における最初期の鉄筋コンクリート造であり、地方建築家の設計と施主好みのデザイン（歴・文）
- 徳島市中心市街地において異次元・異空間・異文化を感じるシンボリック的存在（文・ま）
- まちづくりにおける交流の誘発的存在（文・ま）



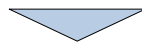
【価値の具体的表現】※2

- 昭和初期 RC 構造住宅（歴） ○独特の建築意匠・デザイン（歴・文）
- 三河義行×木内豊次郎（文） ○ユージェントシュティル（文） ○象徴的・誘発的特性（ま）



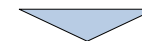
【価値の抽象的表現】※3

- 先見性 ○先駆性 ○独創性 ○個性的 ○芸術性 ○シンボル



【キーワード】※4

「創造」



【コンセプト】※5

『近代建築の再挑戦』

～価値の継承と創造～

図1 三河家住宅活用計画のコンセプト

6.2 公開計画

6.2.1 建造物の活用

外観は通常望見できる範囲とする。また、建物内部については保存管理計画に従い、文化財的価値を損なうことなく、適切かつ積極的に活用する。土地指定の範囲の南側で民有地と隣接する箇所については、原則、非公開エリアとする。

6.2.2 導入を検討する機能と活用メニュー

(1) 創造的活動を担う人材の集積・活動機能

創造的活動を担う優れた企画力、経営力等をもつ企業などの人材集積・活動のための拠点スペース（3階）。

<活用メニュー>

創造的活動を担う企業などのスモールオフィスやワークスペースなどに活用する。

(2) 文化の創造による地域社会貢献機能

創造的活動を価値化する心を多くの人々が共有するための活動を行うスペース（2階）。

<活用メニュー>

創造的活動に関するさまざまな行事、建物が持つ多様な価値を多くの人々が共有できる活動の場に活用する。

(3) 都市の創造に関する情報発信・交流機能

創造的活動の取り組みや三河家住宅の情報発信、カフェ・レストなど交流及び休憩スペース（1・2階）。

<活用メニュー>

三河義行・三河家住宅の解説展示、カフェ・レストルームなどに活用する。

6.3 活用基本計画

6.3.1 計画条件の整理

(1) 文化財保護法

重要文化財（建造物）として、文化財保護法の適用を受ける。

(2) 建築基準法

建築基準法の適用は受けない（建築基準法第3条第1項第1号による適用除外）。ただし、活用については不特定多数の利用者を想定するので、建築構造上の安全性を考慮する必要がある。

(3) 消防法

消防法施行令別表第一（十七）項に規定する重要文化財の防火対策に加え、活用において別表第一上の他の施設区分の用に供す場合には、他の施設区分としての防火対策も併せて消防法の適用を受ける。

6.3.3 平面計画

図 2・3 のとおり

6.3.4 施設整備計画

(1) 保存管理に係る施設

三河家住宅内に管理室を配備し、消防・警備設備等の管理は管理室において一元管理を行う。

(2) 公開・活用に係る施設等

ア 衛生施設

三河家住宅には公開・活用にあたり使用できるトイレがないことから、1階の便所の改修、また、2・3階にトイレ設備の設置と化粧室の改修について検討する。

イ 空調施設

建物の価値や魅力を十分に活かす快適な環境を維持するために、冷暖房設備及び換気設備の設置について検討する。

ウ 調理設備

活用にあたり1階台所の厨房設備の改修や2・3階に湯沸室などの設備導入について検討する。

エ 給排水設備

現状での衛生・調理施設での給排水設備は雑多であり、上水給水及び下水排水に対応する根本的な給排水設備の改修について検討する。

オ 電気設備

当初の電気配線に加えて雑多な露出配線があり、躯体内で漏電の危険があることから電気設備の改修について検討する。照明器具については、機能する当初器具については修理して使用するが、後設器具については、時代性や意匠性を考慮し新器具の設置について検討する。

カ 情報施設設備

三河家住宅における創造的な活動の領域を広げ、情報発信や交流機能を行うためのIT機器が機能する情報端末設備の設置について検討する。

6.3.5 外構及び周辺整備計画

敷地東側のJRとの境界であるコンクリート壁は指定外であるが、JR用地への傾斜が顕著で倒壊の危険があるので整備を要する。また、庭の敷石は目地の亀裂剥離による段差や浮石、不等沈下による雨天時の水溜りがみられ、通行上の安全性及び建物へのアプローチとしても重要であることから整備を検討する。土地指定範囲の南側は民有地と隣接することから、民有地への侵入防止のため境界標示施設の設置を検討する。

6.3.6 管理・運営計画

(1) 基本的な考え方

管理・運営にあたっては、重要文化財建造物の保存と活用を安定的かつ持続的な管理・運営を図る必要がある。また、三河家住宅では創造的な活動を担う人材の集積・活動、地域社会貢献活動、情報発信・交流活動の場としての活用を計画していることから、管理・運営においても、企業等の事業者と市民と行政との協働をめさす。

(2) 管理・運営の形態

三河家住宅では、活用事業の効果的・効率的な実施と活用向上の視点から外部委託等による管理・運営を検討する。管理・運営については、重要文化財建造物の保存と活用に対する責務が求められるとともに、企画力や情報発信力のある人々の参画を運営に生かし、市民や行政と協働できる仕組みと実行力のある人材等の配置を含めた管理・運営の形態について検討する。

6.3.7 実施に向けての課題

今後、公開・活用を図るために、耐震診断を行い、耐震性に係る構造的調査と対策と修理工事の実施により建物を健全に維持する。また、公開・活用を実施する上で、保存活用の基本方針及び活用コンセプトを念頭におき、効率的かつ効果的な管理・運営について検討する。

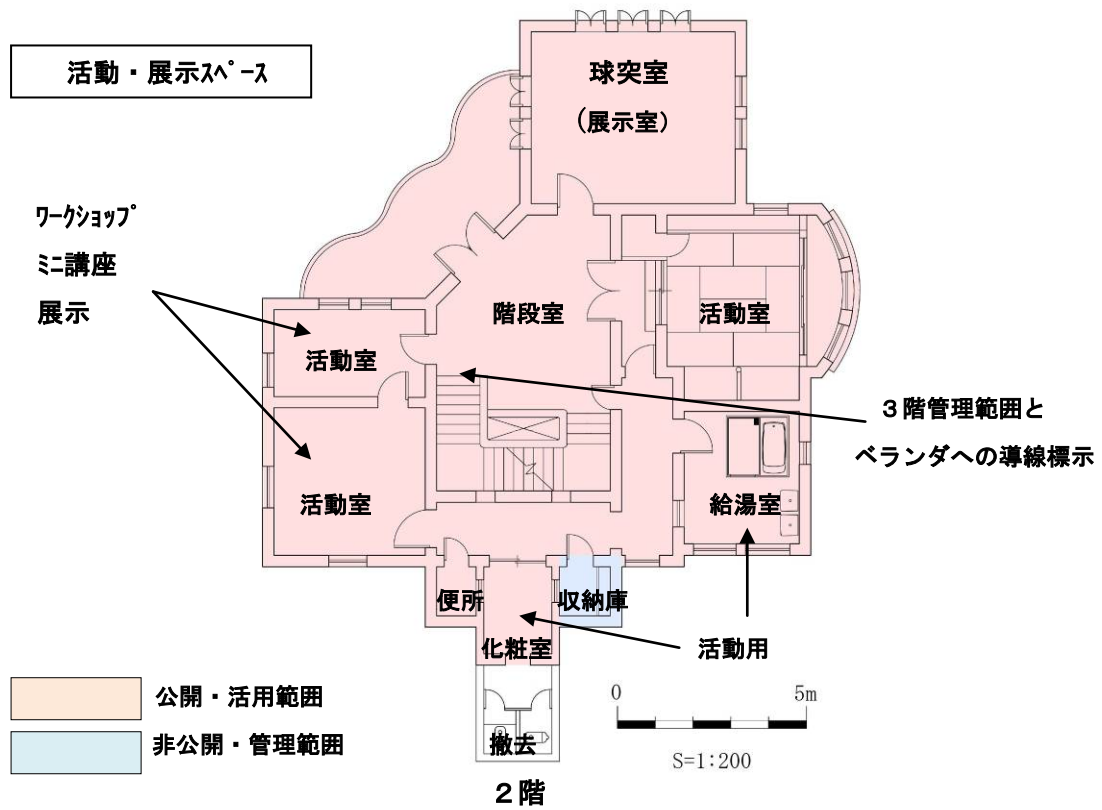
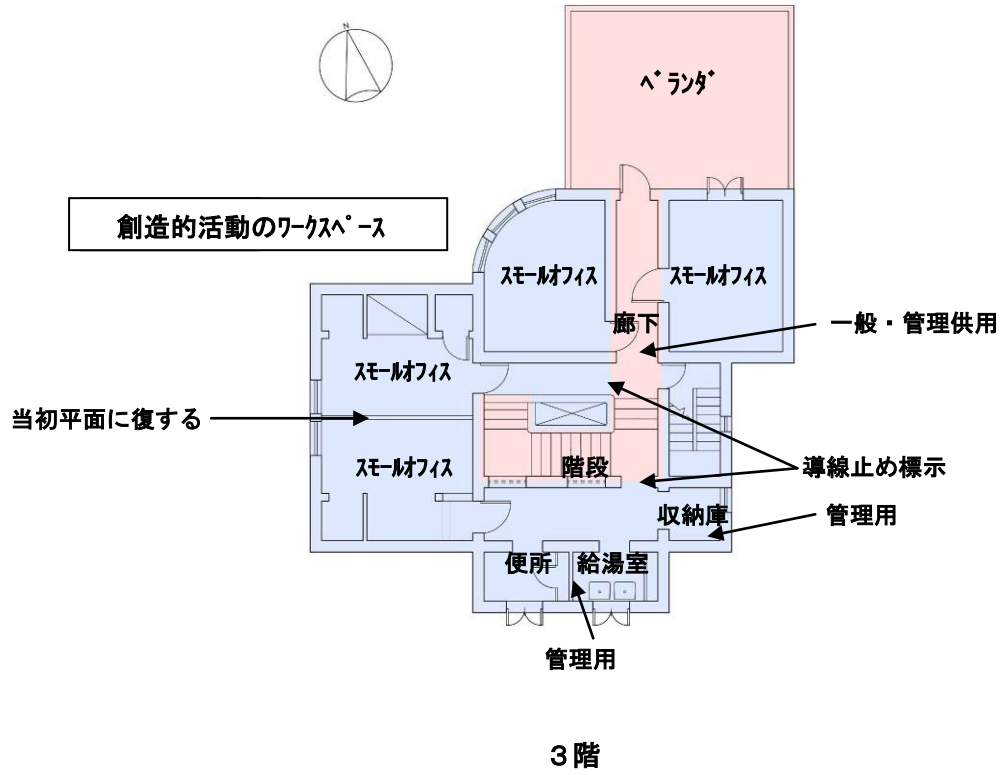
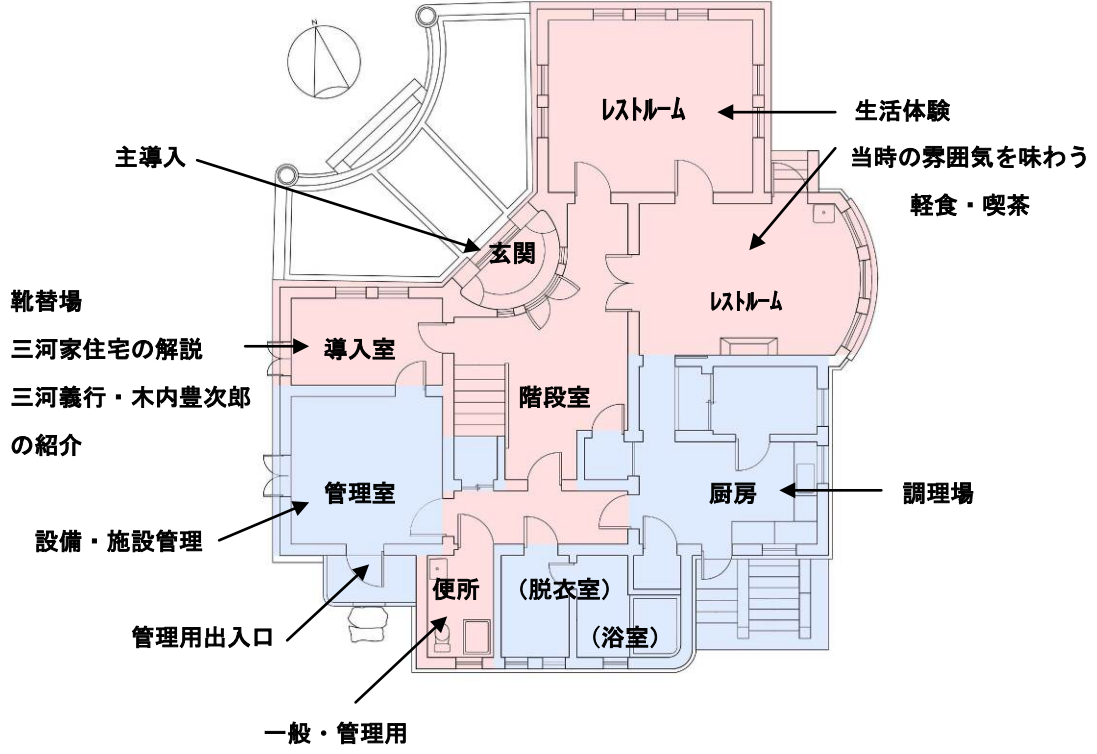


図2 平面計画 (2・3階)

情報発信・交流スペース



1階

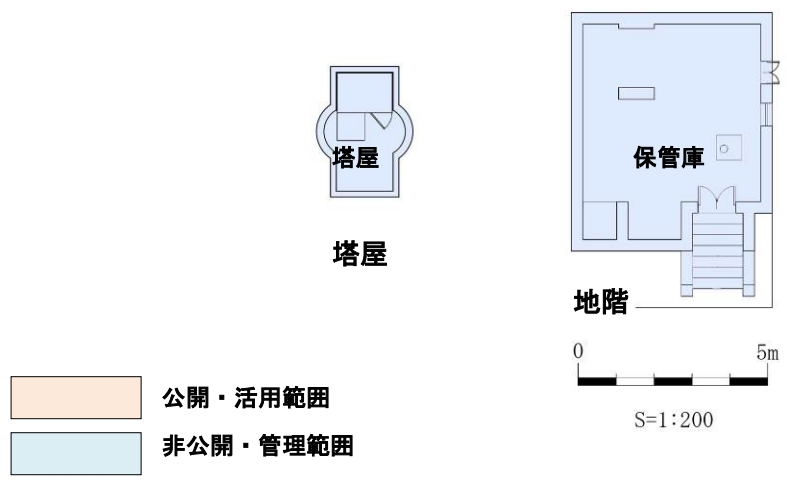


図3 平面計画 (1階・地階・塔屋)